

標準報酬決定に関するQ&A

本年 10 月から厚生年金に加入しました。

組合員のみなさまの毎月の給与から控除する長期（年金）掛金（厚生年金保険料、退職等年金給付）、短期（健康保険）掛金、介護掛金の算定方法が、従来の「手当率制」から厚生年金と同じ「標準報酬制」に変更となりました。

今回、この「標準報酬制」に基づき、組合員のみなさまの掛金の算定基礎となる「標準報酬（標準報酬等級・標準報酬月額）」を決定しましたので個別に通知させていただいています。

「標準報酬制」について、よくあるご質問をまとめましたので、
ご参照ください。

1 「標準報酬制」の概要が知りたい。

YCAN、横浜市職員共済組合ホームページにリーフレット等を掲載していますので、御参照ください。

Y C A N : <http://inw1.office.ycan/b/so/kyosai/>

職員共済組合ホームページ : <http://yokohama-kyosai.or.jp>

2 「標準報酬月額」とはどういうものか。

新たに掛金の算定基礎となる「標準報酬月額」は、毎年4月から6月までの報酬（給料月額＋諸手当）の月平均額を「標準報酬等級表」に当てはめて決定し、原則9月から翌年8月までの1年間適用します。

なお、制度移行期である本年のみ本年6月に支払われた報酬に基づいて決定しています※。

※「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」附則第67条

3 以前の掛金の算定方法と具体的にどう異なるのか。

従来の「手当率制」は、給料月額（給料表の○級△号の額）に“見なしの手当率”（1.25）を乗じたものに掛金率を乗じて掛金額を決定していたため、扶養手当や超過勤務手当などの諸手当が多い組合員も少ない組合員も、給料月額が同じであれば、給与から控除される掛金額も同じでした。

10月から導入された「標準報酬制」では、「報酬」（＝給料月額＋実際に支給された諸手当）に掛金率を乗じて掛金額を決定するため、一人ひとりの収入に見合った負担となり、支給された諸手当が多い方は、従来の掛金より掛金額が増えることとなります。

4 実際にはどのくらいの掛金額が控除されるのか。

以下の「標準報酬等級表」をご参照ください。

標準報酬等級表

報酬			標準報酬等級			標準報酬月額 (円)	標準報酬日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)				掛金額合計/月 (円)	
27年は6月の報酬額、 28年以降は4～6月の報酬の月平均額			短期 給付	長期給付				短期 掛金 ①	長期給付②		介護 掛金 ③	40歳未満 (①+②)	40歳以上 (①+②+③)
円以上		円未満		厚生 年金	退職等 年金給付	厚生年金 保険料	退職等 年金給付						
93,000	～	101,000	1	1	1	98,000	4,450	3,774	8,466	735	493	12,975	13,468
101,000	～	107,000	2	2	2	104,000	4,730	4,006	8,984	780	524	13,770	14,294
107,000	～	114,000	3	3	3	110,000	5,000	4,237	9,502	825	554	14,564	15,118
114,000	～	122,000	4	4	4	118,000	5,360	4,545	10,194	885	594	15,624	16,218
122,000	～	130,000	5	5	5	126,000	5,730	4,853	10,885	945	635	16,683	17,318
130,000	～	138,000	6	6	6	134,000	6,090	5,161	11,576	1,005	675	17,742	18,417
138,000	～	146,000	7	7	7	142,000	6,450	5,469	12,267	1,065	715	18,801	19,516
146,000	～	155,000	8	8	8	150,000	6,820	5,778	12,958	1,125	756	19,861	20,617
155,000	～	165,000	9	9	9	160,000	7,270	6,163	13,822	1,200	806	21,185	21,991
165,000	～	175,000	10	10	10	170,000	7,730	6,548	14,686	1,275	856	22,509	23,365
175,000	～	185,000	11	11	11	180,000	8,180	6,933	15,550	1,350	907	23,833	24,740
185,000	～	195,000	12	12	12	190,000	8,640	7,318	16,414	1,425	957	25,157	26,114
195,000	～	210,000	13	13	13	200,000	9,090	7,704	17,278	1,500	1,008	26,482	27,490
210,000	～	230,000	14	14	14	220,000	10,000	8,474	19,005	1,650	1,108	29,129	30,237
230,000	～	250,000	15	15	15	240,000	10,910	9,244	20,733	1,800	1,209	31,777	32,986
250,000	～	270,000	16	16	16	260,000	11,820	10,015	22,461	1,950	1,310	34,426	35,736
270,000	～	290,000	17	17	17	280,000	12,730	10,785	24,189	2,100	1,411	37,074	38,485
290,000	～	310,000	18	18	18	300,000	13,640	11,556	25,917	2,250	1,512	39,723	41,235
310,000	～	330,000	19	19	19	320,000	14,550	12,326	27,644	2,400	1,612	42,370	43,982
330,000	～	350,000	20	20	20	340,000	15,450	13,096	29,372	2,550	1,713	45,018	46,731
350,000	～	370,000	21	21	21	360,000	16,360	13,867	31,100	2,700	1,814	47,667	49,481
370,000	～	395,000	22	22	22	380,000	17,270	14,637	32,828	2,850	1,915	50,315	52,230
395,000	～	425,000	23	23	23	410,000	18,640	15,793	35,419	3,075	2,066	54,287	56,353
425,000	～	455,000	24	24	24	440,000	20,000	16,948	38,011	3,300	2,217	58,259	60,476
455,000	～	485,000	25	25	25	470,000	21,360	18,104	40,603	3,525	2,368	62,232	64,600
485,000	～	515,000	26	26	26	500,000	22,730	19,260	43,195	3,750	2,520	66,205	68,725
515,000	～	545,000	27	27	27	530,000	24,090	20,415	45,786	3,975	2,671	70,176	72,847
545,000	～	575,000	28	28	28	560,000	25,450	21,571	48,378	4,200	2,822	74,149	76,971
575,000	～	605,000	29	29	29	590,000	26,820	22,726	50,970	4,425	2,973	78,121	81,094
605,000	～	635,000	30	30	30	620,000	28,180	23,882	53,561	4,650	3,124	82,093	85,217
635,000	～	665,000	31			650,000	29,550	25,038	53,561	4,650	3,276	83,249	86,525
665,000	～	695,000	32			680,000	30,910	26,193	53,561	4,650	3,427	84,404	87,831
695,000	～	730,000	33			710,000	32,270	27,349	53,561	4,650	3,578	85,560	89,138
730,000	～	770,000	34			750,000	34,090	28,890	53,561	4,650	3,780	87,101	90,881
770,000	～	810,000	35			790,000	35,910	30,430	53,561	4,650	3,981	88,641	92,622
810,000	～	855,000	36			830,000	37,730	31,971	53,561	4,650	4,183	90,182	94,365
855,000	～	905,000	37			880,000	40,000	33,897	53,561	4,650	4,435	92,108	96,543
905,000	～	955,000	38			930,000	42,270	35,823	53,561	4,650	4,687	94,034	98,721
955,000	～	1,005,000	39			980,000	44,550	37,749	53,561	4,650	4,939	95,960	100,899
1,005,000	～	1,055,000	40			1,030,000	46,820	39,675	53,561	4,650	5,191	97,886	103,077
1,055,000	～	1,115,000	41			1,090,000	49,550	41,986	53,561	4,650	5,493	100,197	105,690
1,115,000	～	1,175,000	42			1,150,000	52,270	44,298	53,561	4,650	5,796	102,509	108,305
1,175,000	～		43			1,210,000	55,000	46,609	53,561	4,650	6,098	104,820	110,918

5 決定した「標準報酬」は、変更になることはないのか。

原則として、今回、決定した「標準報酬等級・月額」は、翌年8月末まで適用します。

また、今後は、毎年4、5、6月の報酬の1か月平均から算出した「標準報酬等級・月額」をその年の9月から翌年8月末までの1年間適用することとなります。

6 掛金と給付の関係が知りたい。

掛金は、長期（年金）掛金のほか、長期（年金）掛金（厚生年金保険料、退職等年金掛金）、短期（健康保険）掛金、介護掛金についても、標準報酬制が導入され「標準報酬月額」に掛金率を乗じた額となります。

あわせて、給付〔長期給付（年金）、短期給付（傷病、出産、育児・介護休業手当金 等）〕の算定基礎額も、「標準報酬月額」となります。

（例）育児休業手当金（当該育児休業の期間が180日に達するまでの期間）の場合

○18等級 標準報酬月額 300,000 円の組合員（40歳未満の場合の掛金 39,723 円/月）

標準報酬日額（300,000 円×1/22）×0.67（法定の数値）＝ 9,138 円/日額

○20等級 標準報酬月額 340,000 円の組合員（40歳未満の場合の掛金 45,018 円/月）

標準報酬日額（340,000 円×1/22）×0.67（法定の数値）＝ 10,351 円/日額

掛金額の差は、5,295 円/月ですが、育児休業手当金の差は、25,473 円/月（要勤務日が21日の場合）となります。

7 期末・勤勉手当からの掛金控除はどのような算定方法になるのか。

組合員がその月に支給された期末・勤勉手当の額に基づき、「標準報酬期末手当等の額」を決定します。（期末・勤勉手当については、今回決定した「標準報酬等級・月額」が算定基礎とはなりません。）

8 過去1年間平均の報酬に基づく標準報酬決定の「同意書」を8月頃に提出したが、今回なぜ適用されないのか。

現在、【業務の性質上の保険者算定】の要件である「所属の申立」について、共済組合にて内容の精査を行っているため、今回は6月の報酬に基づき標準報酬を決定しています。

【業務の性質上の保険者算定】の要件該当の適否を職員共済組合にて決定した後、【業務の性質上の保険者算定】に該当する方については、改めて12月に個別に通知するとともに10月～12月の掛金を清算します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

9 「同意書」はいつどのような組合員に配付したのか。

「標準報酬月額」の決定にあたり、本年6月の報酬が、過去1年間の報酬額の1か月平均から算出した標準報酬の等級と比べて2等級以上の差があり、かつ「2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれる」ことの所属の申立があった職場に所属する組合員の方に配付しました。このうち、「所属の申立」に同意された方から、本年8月に「掛金の保険者算定に係る組合員の同意書」を御提出いただいています。

10 「業務の性質上の保険者算定」の要件に該当した組合員への掛金の清算はどのように行うのか。

「業務の性質上の保険者算定」に該当する方については、改めて12月に「標準報酬等級・月額」を個別に通知させていただくとともに、10月～12月の掛金を別途12月に清算する予定です。

11 “被用者年金の一元化”とは何か。

年金制度の公平性と安定性を高めるため「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が制定され、平成27年10月から、従来の共済年金を廃止し、地方公務員は民間企業と同じ厚生年金に加入することとなりました。

12 “被用者年金の一元化”により、どのような点が変更になったのか。

現行の公務員の年金制度では、国民年金（基礎年金）に上乗せして共済年金が支給されていますが、平成27年10月以降は、共済年金のうち「厚生年金相当部分」が厚生年金と統合されるとともに、「職域部分」が廃止され、新たに民間の企業年金に相当する「退職等年金給付」が設けられました。

また、これに伴い職員の毎月の給与から控除されている掛金（保険料）の算定方法が従来の「手当率制」から「標準報酬制」になりました。

13 新設された「退職等年金給付」とはどのようなものか。

被用者年金一元化により廃止される“職域部分”に替わり、公務員と民間の退職給付水準の均衡を図るために導入されました。現在の“職域部分”と異なり、積立方式を採用し、半分は10年もしくは20年の有期年金（または一時金）、半分は終身年金として支給されます。

一元化後も、本年9月までの在職期間に応じた旧職域相当部分が支給されますので、将来、旧職域相当部分と新しい「退職等年金給付」の両方を受給することになります。

そのほかにご質問がありましたら、職員共済組合までお問い合わせください。

お問合せ専用電話671-3159（または671-3092）